

委員会発案第 8 号

日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 25 年 12 月 24 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫 様

提出者 由利本荘市議会産業経済常任委員会
委員長 佐藤 讓 司 ㊤

(別 紙)

日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書(案)

労働法制の規制緩和が行われてきた結果、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、年収200万円未満のワーキングプアも1,100万人に達する事態となっている。若者が働き続けることができない「ブラック企業」が社会問題となっており、就職活動も若者を苦しめている。雇用の状況は「底が抜けた」という表現が使われるほど深刻であり、このままでは日本社会の未来が危ぶまれる。雇用の安定を取り戻し、人間らしく働き続けられる仕事・職場(ディーセントワーク)を実現することが緊急の課題となっている。さらには、経済の再生のためにも、政治の主導で賃上げに進むことが求められる。

政府が進めようとしている「雇用改革」は労働法制の規制緩和をさらに強化するもので、「労働者保護」とは真逆となっている。産業や企業の「新陳代謝」にあわせて、雇用のルールも「雇用維持型」から「労働移動型」に転換するとしている。これではリストラが多発し、「大量失業時代」が到来しかねない。

解雇をしやすくし、賃金などの処遇も引き下げる「限定正社員」制度や、労働時間(残業)規制の骨抜きと一体で長時間過密労働を強いる「無限定社員(ホワイトカラーエグゼンプション)」づくり、労働者派遣の事実上の自由化など、若者が働き続けることができない「ブラック企業」化を促進し、過労死を多発させかねない。

今求められるのは、日本国憲法をいかし、幸せに暮らせる日本にしていくことである。

以上をふまえ、下記事項について地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

記

1. 解雇や雇い止めを規制して、安定した雇用制度にすること。「限定正社員」や「解雇の金銭解決制度」など、解雇をしやすくする制度づくりは行わないこと。
2. 残業代をゼロにする労働時間(残業)規制の骨抜きや労働者派遣の拡大など、労働法制の規制緩和を行わないこと。
3. 「均等待遇」原則を確立し、非正規雇用労働者の差別的な待遇を改善すること。労働者が安心して働き続けられる労働環境となるよう、「働くルール」の整備を進めること。

平成25年12月 日

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木和夫